

第10期わかやま塾（第2回） 知識編講義 「政治行政制度について」
＜和歌山県知事 仁坂 吉伸 塾長＞

【冒 頭】

それでは、今日は私が1時間15分、政治行政制度についてしゃべります。
皆さん和歌山にいますので、和歌山のことをよりわかっておられると思うので、主に国の行政制度の話や三権分立の話、司法の話とかそういう常識的なことをしゃべります。
考えてみると政治行政は、国だけではなく県でもあり、県ではこのようになっているというような話もします。それでは、進めていきます。

【A 三権分立・B 行政】

（1）内閣の仕組み

三権分立というところがあり、まず行政についてしゃべりたいと思います。
国の行政で内閣というのは面白いのでちょっと見てください。
総理大臣から官房長官があつて、官房副長官という人が3人並んでいます。このうちの一人は役人です。政務の官房副長官に対して、事務の官房副長官ということで役人です。こういう3人の官房副長官がおり、その内閣官房の中に、ものすごくたくさん組織があります。その組織について、たくさん書いてあるようなところで、内閣官房副長官補とかです。これは政治家が割と多いですけど、それから大事なものは内閣危機管理監。これは警察庁のOBの人がなっていますが、これはとても大事な仕事です。特に災害が起こったり、戦争が起こりかけたりすると、この人がすごく大事な働きをします。
それから国家安全保障局長というのがあり、それから、最近大事なものは、人事局長というのがあり、官僚の人事を司っているわけです。
こういう感じになっており、最近の傾向としては、みんな内閣官房ないしは、内閣府というのが、その横にあり、そういうところにみんな集められています。
それで、各省が縦割りでやっていたらいけないということで、みんな集められますが、集めると、その人たちと今度は元の各省との間で、またどっちの責任なのかよくわからないということになり、困るというのが結構あるようです。

（2）政治家と官僚

①ポストと人事システム

今度は国土交通省の例を引いています。
国土交通省は国土交通大臣があり、それで副大臣が2名あり、政務官が3名あり、ここまですべてが国会議員です。そして、国土交通大臣補佐官というのがありますが、これは臨時的な役職です。それから事務の親分が、つまり、生え抜きの役人の親分として国土交通事務次官というのがあり、ここは技術屋が結構たくさんいるので、技監という人がいるわけです。

それから、国土交通省は、建設省と運輸省が集まった組織なので次官クラスの人が余っているわけです。余っていると困るため、国土交通審議官という次官クラスの人が、あと3人もいるというので、頭でっかちの組織になっています。その中で、大臣官房とか、いろいろな局がいっぱいあるわけです。それで、副大臣や政務官はそれぞれこのように分掌して、国土交通省の場合はやっています。

ちなみに経済産業省という役所があります。私の出身ですが、ここは副大臣と政務官の分掌を分けません。今もそうだと思いますが、昔は少なくともそうでした。だから、仕事ごとに、この仕事、何々副大臣やってくださいと。その代わり、その周りのことは全部教えますというようなことで、臨時に雇用しているというような状態です。各省いろんなやり方があると思います。

それで、その局というのが偉くて、局長というと結構偉いです。局長の下に部というのがあります。例えば、詳細には覚えていないのですが、航空局というのがあり、この中に空港管理部などの組織があります。中央省庁及び和歌山市のような多くの市では、局の方が偉いです。和歌山県をはじめ、都道府県の多くは部の方が偉く、部の下に局があります。だからそこにいる寺本部長が、この中では一番偉い。その横に北廣局長がいるのですが、これは中央省庁だとこっちの方が偉そうなのだけど、和歌山県では下になります。その下に、阪木課長がいて、この辺になってくると、中央省庁も一緒です。だから、局部課、その下に室とかいろいろあります。そんな感じになっています。

②政治主導の功罪

ちょっと言いたいことは何かというと、政治主導の功罪というのが出てきます。

教材にはありませんが、これは何かというと、最近、特に政治改革というのがあり、政治主導で物事を決めるのがよろしいというのが、一時ものすごい世論になっていて、今はちょっとどうかという感じもあるのだけど主流です。

それで、現実には、内閣人事局というのがものすごく最近力を持っていて、各省でそれぞれの人事を決めて、大臣に上げて、「これでいいですか？」って言って「いいよ」と言ったらやっていたのですが、それがいけませんというので、確か局長以上だと思いますが、ひょっとしたら部長以上かもしれないが、それ以上の人事は全部内閣で一元的に管理をするということになりました。

従って、総理大臣とか内閣官房とか、そういう人たちに嫌われると、ちょっと各省でも生きていけないということになり、皆が臆病になって、それから忖度の問題なんかが出てきました。従来はどうかというと、各省がそれぞれ自分が偉いと、内閣にいる人なんて別に大したことないと、総理大臣は、たまたまそこにいるだけと言って、各省がそれぞれ自己主張を強くしていたわけです。それはいけないということで、政治主導で全部言うことを聞かすということになったのですが、言うことは聞いているんですけど、そこで起こったマイナスとしては、忖度が発生して、気に入られるように、気に入られることしか言わないということが

起こる。それから、みんなが政治主導だと言うので、本来ならば、官僚がこうしたらどうですかと言って、割合きちっとしたことを提案していたのですが、その提案能力が大分落ちてきたというような感じがあります。

しかし、政治主導もいいところがあります。官僚が威張っていて、選挙で選ばれてもいない、民主的に選ばれてもいない人があんまり威張っていたら、それはまずいです。だけど、一方では、国を元気づけるためには、立派な政策を作っていけないといけないわけです。立派な政策を作る意欲と能力がなくなっていったら、どうなのかなということもあるわけです。ここで、時間がないのに大いに脱線をして中国の話をしします。

私は、経済産業省の最後あたりで、中国担当の審議官をやっていた時があります。

その時に中国に行ったら、いろいろと貿易摩擦などの解決のために交渉に行くわけですが、それに加えて、ちょっと中国でいろいろな立派な人と議論をしてこようということで、プラスアルファで様々なことをしていました。

中国には社会科学院や国家発展経済中心といった、中心とはセンターという意味ですが、国家のシンクタンクがあります。そこにはものすごく賢い方が結構いるわけです。そこで、ちょっと議論したいと言うと、私の時は社会科学院のナンバー3とか、ナンバー2とか、そのぐらいの人が出てきていろいろと議論をしてくれました。当時は江沢民（こうたくみん）さんがいて、朱鎔基（しゅようき）さんがいる時代でした。「中国では大きな政策はどのように決定しているのですか？」と聞いたら、例えば、WTOに入るべきか、入らざるべきかというような議論ですが、朱鎔基さんが基本的には決めます。「どうやって決めるのですか？」って言ったら、その担当部局は経済貿易部かな、ちょっと名前が違ったような気がするのですが、経済産業省みたいな組織があります。そのところに、まず入るべきか、入らざるべきかを考えて来いと命ずるわけです。

それから社会科学院に命じるわけです。それから経済発展中心に命じるわけです。もうちょっと、適当なところがあれば、そういうところに命じる。それぞれの役所の人たちが、急いですが、何ヶ月かかけて案を作ります。朱鎔基さんが、それを全部聞いて、それでどれがいいかということで決める。どれかに決めるだけじゃなくて、この部分とこの部分をこっちにつけるといったことまで決める。それを決めるのは朱鎔基さんです。ものすごく朱鎔基さんは賢かったと思います。中国は、こんな賢い制度を持っていて幸せな国だなあと、その時は思いました。なぜならば、中国共産党の中で揉まれて、結構賢い人でないと上に上がれない。当時はそういうような世界でした。寺本君みたいな官僚がビシッと作ったものを、政治家がちゃんと評価して、どれがいいかを決めている。こういうのは素晴らしいなというふうに私は思いました。

注目する点は、そのときの評価をどういうふうにしているかということで、例えば、WTOへの加入について検討する時ですが、WTOに入ったら中国は自由貿易の恩恵を受けることができる。だけど、一方で中国には弱い産業がある。弱い産業は、自由貿易の荒波に寄せられて、結構雇用が失われたりする可能性がある。

だから、よく日本なんかでは、そのマイナスの方の文句が多いので、農業は大変じゃないかと言って、WTOに入るなどか、TPP反対とかすぐ言います。あの人たちの議論を聞いていと言うだけです。入れという人も言うだけです。入った方がGDPはこれだけ上がります。だから、日本は繁栄しますと、これだけです。一方で、反対と言っている人は我々の業界にこれだけマイナスになるので反対と言うわけです。

これらは2つとも真実です。両方とも正しいです。そこで、そういう良い方とか悪い方とか、そういうことを全部机の上に出したレポートを作るわけです。

その上でWTOに入りましたから、おそらくWTOに入った方が得だという結論をみんなが選択した。だけど、その時に彼らがちゃんと書いてあるのは、じゃあその農業でマイナスになった分は、農業の構造改革を政策によってこういうふうにしてやりますと、そうするとそこにお金があるから、そのお金を、全体の財政において耐えうるかどうかということを検討し、こういうふうにして耐えられますと、そんなことを全部一気通貫で、この後の一般均衡解の部分で説明しますが、そういうようなレポートを出さないと評価されない。そういうことなのです。

それで、私たちが役人であったころは、まさにそうやっていました。我々が、経済産業省で何か政策立案するときは、マイナスも出るけど、それはこうやればいいんだとか何か言ってやっていた。それで、政府内で議論をしていく中で、欠けているところは農水省から反対意見が出るので、ではこの部分で少し足しておこうかと言って、それで、こんなものでどうですかねと言って、大臣を経由して、総理大臣に上げて決裁をもらっていたと、こういうスタイルなのです。

両方ともすべて一般均衡解を目指すような議論をしていた。中国はそれを競争的にやっていた。日本の官僚は、それを喧々諤々しながら作り上げてきた。これに対して、じゃあ今どうなっているかという、あまりそのような議論をしているとは思えない。政治家がやれと言ったら、財務省が反対するときがあるのですが、そういう時、財務省は人間的な圧力をかけられることを仄めかされ強い態度に出られず、忖度して、文章を偽造したような局長なんかが出てきた。こういうことが起こってはいかんなどというのがありますが、どのシステムがいいかというのは選択の問題です。

私は、中国もその時は良い制度を持っていると思ったけど、今はあんまり思えません。

なぜならば、中国もその共産党の中で忖度の連鎖が起こっている。そこで、多分、習近平さんが力を持ちすぎたので、習近平さんに対して、それはちょっとこういう点でおかしいじゃないですかというようなことを言えるような人は多分いない。昔は朱鎔基さんがそれを言わせていた。言わせているような指導者がトップにいるところと、そうでないところは全然違う。ということで、どっちがいいかという、日本の方がいいと思います。

なぜならば、投票があつて、民主主義的にやっているのだから、やっぱりこう右に左に抜けるし、いい加減でその要素が加わってない意思決定をするかもしれないが、選挙によってまたひっくり返される可能性もあります。

だけど中国は 1 回右に行き出して、習近平さんの次にスーパー習近平さんが出てきて、ブーチンさんと同じようになってしまうという可能性もある。

だから、日本の方がまだましかというふうに思いますが、アメリカはじゃあどうかというと、アメリカでは、役人は全く当てになりません。財務省とか外務省とかには、ある程度キャリア官僚がいます。皆さんキャリア官僚と聞いたときに、上級職の官僚だと、今パッと思われたでしょ。あれは、日本だけの用語です。例えば、私は一応上級職の役人でしたけど、だからキャリア官僚であったわけではありません。生え抜きの官僚だからキャリア官僚です。日本では生え抜きの官僚しかいないわけです。

それから、私は、ブルネイの大使をしていました。これは任命されていったわけですが、あなたはキャリアディプロマットなのかというふうなことを聞かれました。あなたはポリティカルアポイントか、それとも生え抜きの外務官僚かということを質問されたわけです。私は両方違う。なぜならば、私は、キャリアビューロクラットである。だけどポリティカルアポイントドアンバサダーというふうに、ちょっと説明をしていたわけです。アメリカでは、キャリア官僚という、或いはキャリアディプロマットという、生え抜きの人たちで、これはさっき言いましたように、財務省と外務省の一部を除いたら、本当にあんまり偉くありません。コツコツやっていて下積みをやっている人たちです。上の方はどこから来るかという、いっぱいシンクタンクがあります。ハドソンとかAEIなど、多くのシンクタンクがあり、みんな政策の準備をしています。提言をしたり、研究をしたり、準備をしたり、ああいう時はこういうふうにした方がいいとか言って、それが民主党系と共和党系でそれぞれいます。そうすると今は民主党が勝っているから、民主党系の人達が挙げて政権の上の方に入るわけです。それで、今度はトランプさんが復活でもしようものなら、その人たちが一斉にズバツとクビになって、それで代わりに共和党系の人たちが入ってくるわけです。こういうシステムを持っているアメリカも一つのやり方です。

だけど、日本はずっと終身雇用の官僚が制度の原案を作って、それで提案をして、政治家が判断して施行されるというスタイルだったのが、提案能力がなくなり、政治家に朱鎔基さんみたいにちゃんと総合的に判断する能力がなくなったら、ちょっとまずいです。

それで、じゃあ、役人の能力が低下し、いなくなったらそれでもいいのかというと、アメリカのような代わりがない。ただこれもまずいです。したがって、皆さん、何をしたらよろしいかという、甘やかしてはいけません、褒めてあげたらいいです。

そうすると煽れば豚も木に登ります。だから、一生懸命やっている、立派そうに見える、努力をしている役人は褒めてあげてください。これは県庁の職員も一緒です。

県庁の職員は、今ものすごく一生懸命やっています。だから、皆さん褒めてあげてください。ただ、具体的にここはいかんというところはやっつけければいい。

一般的に役人は、クビにならないので気楽でいいというようなことが言われます。それに、知事は恐ろしいし、私ですけど、それから皆さんにも良く思われてないと言われたら、やる気をなくします。そうするとただの月給泥棒になりますから、皆さん褒めてあげてください。

私は褒めてだまされて、鬼のように仕事をして、それで役人生活を終わりました。

③官僚主義の真の弊害

官僚主義の真の弊害は、仕事をしなくなること、提案をしなくなること。それで、自分のポジションだけを守ろうとすること。これが真の弊害です。出過ぎたことをすることは真の弊害ではないと私は思います。

出過ぎたことを言ってきた人に、ちょっと待てと、お前は出過ぎているから採用しないと決めるのは政治家の仕事です。だけど官僚に言われなくなったら、政治家が考えることもできないかもしれない。ただ、今、岸田政権、安倍政権の時もそうだったのですが、岸田政権の周りにいる政治家はかなり賢いです。だから、役人で出来の良い人と同じぐらいの能力を持っていて、そういう出身の人が多いですけど、代替的な案を自分で構想することができそうな人が、かなりずらっと並んでいます。というところで、私はちょっと評価しています。菅政権の時は、菅さんが官房長官から上がったので、そういう人を連れて行くことをしなくて、自分の傍にいる人を全部連れて行って、官房長官だったらそれでいいんだけど、各省が弱っている中で、政策を構想するのにものすごく苦勞されていたような気がします。本人がものすごいスーパー官僚です。だから、自分よりも、レベルの高いような人をいっぱい集めて連れていくということをあんまりしなかったというのは、ちょっと失敗だったのじゃないかと私は思います。

④提案のすすめ

役人のやることで一番は提案することであり、政治家は決めることです。なぜならば、民主主義で、政権を与えられているのは、政治家だからです。

(3) 行政

①作用・反作用・②一般均衡解

作用・反作用とか一般均衡解とか書いてあります。これは何かというと、作用・反作用っていうのは、何かやったら、その反作用があるんですよということなんです。

例えば、ばらまきで人気を博そうと思って財政を使い果たしてしまった。そうしたら赤字がいっぱい貯まります。その赤字が貯まったら、その赤字をどうしようかという問題が生じてしまうわけですから、作用・反作用というのがいっぱいあります。ありとあらゆるところにあると思います。だから、なにかやろうと思ったら、それに対して、マイナスのところはどこかにないかというのを探するのが行政の大事なことです。

さっきの官僚主義の弊害になりますが、志の低い役人は、何かやろうかと言うと、マイナスのところを発見する。発見して、こんなマイナスがありますからやめましようと言う。そうしたら全部止めてしまうわけです。だからすべて前例踏襲になって、新しいことは何一つできないということになるわけです。これもいけません。だから、作用・反作用のどちらが大

きいかということをやっぱり比較衡量して考えないといけないわけです。

例えば、IR賛成反対がありました。元々、例えば、共産党の人なんかが反対していたような話は、今、わかりやすいので言いますと、賛成の人は雇用が増えていいなど、和歌山もしょぼくれているからいいんじゃないかと、私なんかはそう思っていました、マイナスの方もあるわけです。

例えば、依存症になったらどうしようかと。それからうちの父ちゃんが破産したらどうしてくれるの、というような話でマイナスの心配があるわけです。これは論理的に考えると、いい加減にIRを推進すれば必ず発生してくるわけです。そのために、国は法律を作って、その反作用を一定程度抑えるような仕組みを作っています。和歌山県は、それよりももっと完璧に抑えるようなものを追加して、それで提案をしていた。つまり、作用と反作用がある。我々は作用の方が大きいと思って提案をした。ですが、決めるのは議会です。それから、それに対して、反作用は当然、ちゃんと説明して、その反作用を押さえ込むにはこういう手段でやりますと、これで一気通貫の全体的な一般均衡解になるのです。この一般均衡解を公開しない勢力というのは、大体インチキというふうに思ってください。だけど、やっぱり皆さんは、それじゃいけないので、すべての利害は、国民に返ってくる、或いは県民に返ってくるわけですから、あんなこと言っているけど、マイナスをどうしてくれるのか。このマイナスの方もちゃんと指摘して、それで、これはこういうふうにしていますから大丈夫ですとか、ちょっとお金使いますけど何とかしますとか、そういうことをちゃんと言っている人は信用していいのではないのでしょうかというふうに思います。

一般均衡解は大事です。ちなみに、一般均衡解の反対概念は部分均衡解です。部分均衡解ではいけないということです。

③実行力と影響の広さ

実行力と影響の広さというのは、これはどういうことかということ、県庁、県の政策と、それから、国の政策を比較したらどうなるのか、或いは市町村の政策と県の政策を比較したらどうなのかということを、議論する時の考えです。

実行力というのは、県の政策で考えると、国の政策をやった時に比べると、もう簡単にいろんなことがどんどんできてしまいます。自分で考えて、それを実行することはすごくできる。だけど、考えてみたら、影響力の広さはせいぜい和歌山県に対して広がらせただけだから、日本の国を動かすわけにはいかないし、世界に対して影響力を行使するというのは多分無理です。だから、そういう意味では、広さと、それから深さっていうのは反比例することが多いです。

④決断力とスピード

それから決断力とスピードについて、これはいずれにしても大事で、さっき言ったみたいに、どっちが大事か比較をして考えなければいけないというのが真実です。作用が多いか、反作

用が多いか。代替案があるときに、これにしようかあれにしようか、どうしようか。

これを常に、私とか、国の政策で言えば、大臣とか総理大臣が考えているはずです。それで考えていて、どっちかに決めなければいけない。そのときに、そういう大臣なんてすごく賢いから、マイナスの方もちゃんとわかるわけです。プラスの方も攻めてくるけど、いけると思うけど、マイナスの方も攻めてくるわけです。そうすると狼狽えるわけです。私なんかしょっちゅうしています。だけど決めなければいけない。その決めるときに、決断できずにいたら、その分だけ1日1日事態が深刻になっていくわけです。そういうのも困ります。

ですから、そういう点でも早く決めるということは大事だと思います。かといって、いい加減に決めてはいけないので、しっかり考えて、全部分析して、こちらにしようとなったら、みんな責任は取るというてやらないといけない。難しいところです。

(4) 行政への関与の仕方

①理屈 対 圧力 対 人脈

それからその次に、行政の関与というのがあります。

大事なことは、行政というのは理屈なのです。それに対して圧力、それから人脈というのがあります。圧力というのも大事な要素です。民主主義ですから。だけど、理屈に合わないことを圧力に負けてやったら、必ずどこかで綻びが出ます。やはり最終的には、理屈がきちんと合っていないと政策は破綻していく。その時だけ良くても後で駄目になります。

人脈というのはどういうところで効くかということ、その時に、何が正しいかという意見を聞いたり、それから、どのようになっていますかと言って実態を教えてもらったり、そういう時にも、本当に真実の声というのは人脈なんです。

それから、今度は説得する時、例えば圧力がかかってきたときに、この圧力を止めてくれませんか、一生懸命言おうと思ったら、やはり自分の人脈でなんとかするしかない。その圧力をかけてくる、ちょっと理不尽なことを言うてくる人たちに牽制球をどうやって投げるか、お金で解決を図ることは絶対に駄目だから、そんなことを言わないで、知事の言うことを聞いてやるよというように、間を取り持ってくれるような人が出てきたらいいわけです。私とその人と、こんなことになって困っているのですが、ちょっと言ってくれませんか。そのような形でやっていくということがあります。

だから人と人との付き合いというのはすごく大事で、大事なことは、友は裏切らないということだと私は思っています。

②要望・陳情のやったふり

要望・陳情のやったふりですが、多くの自治体で、陳情、或いは要望というのは、いっぱいきます。私も、一応知事で、政治家でトップですから、そういうのをちゃんと聞かないといけないし、逆に国や民間の大手等に対して、要望に行ったり、陳情に行ったり、そんなこともします。その時にやったふりって書いてあるでしょ。これは何かということ、陳情をどちら

に向けてやっているか、要望をどちらに向けてやっているかと問うと、自分の後ろにいるサポーターに向けてやっている要望とか陳情が非常に多いわけです。それは何故かという、私はこんなに頑張っていますよというのを言わないといけないわけですから、陳情もやったふりになるわけです。

その時に、よくあることは、もう叶えられるのもわかっている陳情内容について、わざわざ陳情している。それから、駄目だと思ふことでも、後ろの人たちの手前一応言っておかないと駄目なので、言っておいて、それで、そんなことはできないという理屈を聞いて帰るとか、そういうのがあるわけです。いずれにしても、その中身を実行させてしまおうと、要求貫徹というものではありません。そういうことを、やったふり行政といいます。世の中にはものすごくたくさんあります。私は大嫌いなので、ほとんどしません。従って、あまり働いてないように見えるときもあるかもしれませんが、結構しません。

逆に要望・陳情を受ける場合は、やったふりだと思っけていても、それは甘んじて受けて差し上げます。それは自分の問題ではなくて人の問題だから、人には人の都合がある。それはつまらないことだから、もう分かっている話だから受けてあげない、話も聞いてあげない、それは人間として失礼だなと思っけているから。真剣勝負で行っています。

③効く要望、効かない要望

それから効く要望、効かない要望はあります。効く要望というのはどういうことかという、要望された人がやることのできる要望です。それで、効かない要望というのは、要望を受けた人が聞くことができない要望です。初めからわかっているわけです。いや、100%わかるわけではないですが、90%ぐらいはわかっているわけです。なぜかという、例えば、私たちが、国に対して要望を出すとします。そうすると、私の話を聞いてくれた局長とか、或いは次官とか、大臣とかいうのは、それを実行できるかどうかということを考えるわけです。例えば局長だと、これをやっても不公平にならないか、それからこれをやったときに、お金足りるかとか、こうやったときに大臣に叱られないかとかです。それからこれがあつたときに、理屈がないじゃないかといって誰かに叱られないかなとか、そういうことを考えながら人の言うことを聞いているわけ。

それをこちらからきちんと行って差し上げたら、これはこういうことで大丈夫ですからねと、これはやってもいいんじゃないですかと、これやるべきですよ、なんて言ってね。つまり、要望先の人が担いでくれそうなことを、きちんと情報提供してれば、割と効く要望なんです。

だけど、逆は効かない要望です。効かない要望だからといって、諦めて、やめてしまうと、実入りが少ないというところもあります。

だから私なんかは効かないかなあと、これは絶対無理だなあと思っけても、別に誰かに褒められたいと思っけている、さっきのやったふりじゃないんだけど、玉砕だといってバーンとぶち当たることは結構あります。そしたら、数えるほどですけど、「あれ？できちゃった」とい

うのはあって、それはいろんな事情があるわけです。もうすぐメッセージで紹介しますが、通産省の先輩で、大蔵大臣や財務大臣をしていた尾身さんという方がいらっしゃいます。その人をお願いをして、和歌山県立医科大学の定員増ができてしまった。こんなの絶対無理やなあと思って、意見を言って突っ込んだら、あれできちゃった、というのもあります。

④理屈と大義名分

それから、効く要望と効かない要望の一つの要素としては、理屈と大義名分です。やっぱり、国の役人や、我々も、理屈と大義名分が立たないとなかなか圧力が強くても何でもできないわけです。例えば、大物の政治家がいる。大物政治家にみんな頼みにいきますが、頼みに行くんだけど、「よっしゃよっしゃ」といって何でも聞いてくれるかというところでもない。これはいけるかなあというようなことを、ちゃんと頭の中で計算をしていて、それでお願いを役人に対してしている。

そうすると、〇〇先生に頼まれた話だから、できるだけやってあげよう。というふうに役人の方も思うわけです。これは人脈の問題。だけど、そうは言っても、できないものはできないといって、これはこういうことですから、絶対できませんと言いに來ることもある。その時は仕方ないと言って、そういうふうに、一応言っておくということで、引き下がったりすることもあります。無理矢理俺の言うことが聞けないのか、クビだと何か言っていると、その人は、霞が関の世界とか、永田町の世界であまり力を持ちえません。和歌山県庁でもそうです。

⑤倫理規則を守って積極的に交際

それで、もう一つ、官僚の問題ですが、実は倫理規則をもって積極的に交際というのはあります。これは私の（官僚）時代、業界の方と食事は頻繁に行いました。だけど利害が絡むとなると、この人は何か頼んでくるなといった時は断る。そんな話には乗らない。それから、自分でどこかへ連れて行ってほしいとは言わない。あそこのお店の料理はうまかったなあ、どこか行きたいところはありますかと聞かれても、絶対に言わない。それを言い出したら、きっと墮落し始めるだろうと私は思いました。そういうようなことを言ったら、ずるずるといっちゃうというのがあったと思います。

だけど、その当時の倫理規則では、別に接待を受けても、汚職をしなればよかったわけです。だけど、そこから汚職するような人が増えてきたので、倫理規則が変わりました。

ルールが変わったら、それを守らないといけない。だから、今ルールはどうなっているかというところ、飲食は割り勘だったらいいです。

役人は、皆さんも若いからそうかもしれないですけど、お金をあまり持っていない人が多いから、安いお店で一緒に飲めばいい。それで、仲良くなればいい。仲良くなったら、利害がそれに絡むといけないけど、自分の人生観とか、それから業務とか、そういうことを説明してあげるとものすごい情報になります。県庁の人たちは県の行政のいろんなことをよく知

っている。それからひょっとしたら、社会情勢も知っているかもしれない。そういうのを聞けばいいのです。私なんかも、そんなことして、毎日、どこかへ行っていました。夜中には遅くしか帰らない。だけど、ものすごい業界のこともわかっているし、それから業界の人に対して、国際経済のルールはこうなっていますよとか、そんなことを教えてあげたから、意外と重宝してくれたかなと思います。今、そういう人たちが、その後、何十年も良い友達でずっといます。いますが、とうとう私も70歳を超えて、通産省の役人でそういうことをやっていた時は、こっちは30歳ぐらいで、相手は50、60歳ぐらいの人たちですから、しばらくは、ものすごくいい人脈だったんだけど、とうとうこの年になると、相手が鬼籍に入るとか引退されるとか、そういうことになっているので、これはやっぱり次の新しい若い人に、この私の地位も承継してもらった方がきっといいだろうと私は思っています。ただ、いい加減な人だと、例えば霞が関の役人でも、信用できないとか、うそつきだとかいうような人がいます。そういう人を知事なんかを選んでしまって、あなたは霞が関の役人だから、人脈があるでしょうと言ったら、その人脈は全部マイナスの人脈です。産業界に対してもそうです。そこはやっぱり人徳とか、そういうところが大事ですよということがいえると思います。

C 法令（法律と条例）

(1) 法律の分類

①何故、法律がいるか

法律と条例があります。なぜ法律がいるか。これを何で書いてあるかということ、別に法律がなくても行政はできます。法律がいるときはどういうことかということ、本当に法律がいるときは、皆さんが嫌がることをさせる時は法律がいります。

ですから、皆さんがやりたいことをやる時は、みんなでやりましょうよと言って、法律なんかなくても、条例なんかなくても進めばいいんです。ところが法律がなかったら何もできませんというヘッポコ役人がいるわけです。もうこれは何を言っているのか、これは駄目だというふうに皆さん思ったらいいです。私たちがやりたいと思っていることは、やって欲しいと思っていることは法律なんかなくてもできます。時間がないので詳細は説明できませんが、中国との化粧品問題というのは、まさにそういうものでした。

②基本法、宣言法、作用法

それから、基本法、宣言法、作用法というのがあります。これは何かということ、基本法というのは、例えば環境基本法、これは基本法です。基本的なことが書いてあります。

作用法というのは、大気汚染防止法、騒音、水質、化学物質の審査とかです。それぞれの各論の規制法が作用法としていっぱいあるわけです。その基本的な考え方を述べているのが環境基本法です。作用法というのは基本法に対するものではなくて、基本法と各法ということかもしれません。

実はその作用法に対する概念としては、宣言法みたいなものがある。宣言法というのは、こういうふうにやりましょうと言って法律に書いてある。だけど、やりましょうっていうのなら、別に法律に書かなくてもできるわけです。具体的にしてはいけません、これはしてもいいです、税金を減免しますなどというのは、法律がなかったらできないわけですが、そういうのは、その宣言法には書いていないことが結構多いんです。

議員立法というのがあります。議員立法というのは、言語矛盾なんですね。なぜならば、立法は議員が行うわけです。私達みたいな、私は今もそうですけど、行政、官僚、これは立法の主ではないんです。行政の主なんで、立法は国会や議会在が決め、そして、官僚はそれを実施する。行政を行うということなんですけど、実は全くそうになっておりません。国会の法律の作用法を伴うようなものは、ほとんど100%内閣提出の法案です。議員提案の法律もありますが、これは大体宣言法みたいなものが多い。議員は、政策の方向性を、こんなふうにすべきだと言って法律にしました。これも大事なことですが、そういうことを書いておきたいと思えます。

(2) 法律の仕組み

その次は、法律の仕組みについて書いてあります。法律には条文があります。条文で何とかしてはいけませんとか何か書いてある。それで、その時に、政令の定めるところによって、何々をしなければいけないと書いてあるというのが結構あります。或いは、何々省の省令の定めるところによって、決められたことをしなければいけないと書いてある。或いはさらに大臣が決めるところから従って、告示という行為があります。政令は内閣が決めます。省令・告示はそれぞれの省庁が決めます。内閣で決めるときは、内閣が一致しないとイケない。従って、各省協議というのをやります。それで合意したものについてだけ、政令ができます。法律はもちろんそうです。そうしなければいけないので、結構時間かかります。しかし、2ヶ月もあればできます。政令は2ヶ月あればできる。法律は、多分1年ちょっと位ないとできない。まず、条文を作り、議論をし、そして内閣で閣議決定をし、そして国会にかけ、通して、そして施行をするということで、大体1年ぐらいかかります。だけど、万古不易の法律というものはありません。だから憲法ですら、手続きがあつて、変えることができる。憲法の下で法律というのは、国会の議決を通して実施すればできる。だから法律で決まっているのでできませんとか言う役人がいたら、それはヘッポコ役人です。法律を変えればいいわけです。だけど変えるのに1年以上はかかるので、その覚悟のもとに、どれだけ難しいかということは理解しながら言わないと、変えてちょうだいよと言って、簡単に言ったってできない。しかし、その構造がちゃんとわかっているれば、政令なんて2週間でできます。そこで起こったことが、事例の傾斜20度超農地の災害復旧問題とか北山村の地方負担分の特例に関する政令や制定事件とかいっぱいあるんです。そういうのが、私は仕組みがわかっているから、こんなものできますよと、変えればいいじゃないですかと言えるんですけど、この仕組みが分かってない人は政令レベルであっても、法律で駄目と決めているものについては、

法律上できませんと言う。どんな意味かということがわかってないと行動ができませんよということを言っているわけです。ましてや解釈とかによって、法律の意味を変えることができます。所管をしている行政庁、例えば、国土交通省、農林水産省は、自分の持っている法律について、ここはこういう解釈をすと言って、皆さんを指導することができるわけです。ただ、それは解釈でしょうと、その解釈間違っていないかと言ったら、結構チャレンジできます。省令で決まっています、省令変えたらいいじゃないですかと。政令で決まっています、政令であれば内閣で変えてもらったらいいいでしょという話になっていって、もう法律だって変えられるわけです。

大事なことは、何が正義かということです。そういうのは資料にいっぱい書いていますから、読んでおいてください。

(3) 法律ができるまで

その法律ができるまでというのは、さっき言いましたが、議員立法と政府提出法案と政省令です。さっき、例えば、国会でも県議会でも、実は立法を司っている議会は、あまり法律の原案を作っていないと言いました。皆さんそれを聞いて、あの人たちは意味のない人たちだと思ってしまうかもしれませんが、それは間違いです。なぜ間違いかという理由は2つあって、1つは、どんなに内閣や、或いは県庁の行政当局が提案をしても議会で通らなければ、それは実施できません。ですから、最終的な決定権は議会にあるという点で、議会は決して軽視したり、軽んじたりしていいところではありません。それから、今、私が説明したような概念が、議会の議員さんの中にあんまり入ってない可能性がある。しかし代わりに、議会の議員さんは、私もそうですけど、選挙で選ばれて、選挙人の付託を受けているわけです。その付託というものはすごく重い。私は全県の付託だけど、議員さんは選挙区の付託を受けている。その付託というものはすごく重いので、その議員さんが、判断をするというのは、その選挙民が判断をすることです。

だから、決して、皆さんは軽んじたりしてはいけませんということを言いたいと思います。議員立法ではなくて、各省の閣法というものですが、これができるまで、ここにずらっといろいろ載っていますから、それを見ていただくことで、こんなことをしているのかということがわかります。

(4) 条例と法律

それから、条例と法律の話をしてします。法律があつて条例があります。条例は、地方公共団体のいわば法律です。地方公共団体の領域、和歌山県でいうと、和歌山県の中では、条例で和歌山県だけの特別の法律や、法律に相当するようなものを作っているかということ、それは違います。条例で決められることは、全てではありません。

法律は、ほとんど全てですが、憲法が許す限りにおいて法律で何でも決められるけど、条例は、法律が、ある程度許しているものでないとできません。例えば、法律で、これは良いと

言っているが、それを条例で駄目だと、和歌山県だけが駄目だと言ったら、もう制度が無茶苦茶になります。だから明確に法律でこうだと決めていることについて、条例でそれにチャレンジするときは、法律の委任がある時と、法律がそこはタッチしていないという白地の区域というところしかありません。だから、勝手に法律で決まっているものを条例で勝手にひっくり返すということは、日本の統一のためにも、本当はやってはいけないことだと私は思います。ただ、各府県知事の中には支配欲が強い人もいます。私はあんまり支配欲はないのですが、私は〇〇県の知事だと。〇〇で、私の言ったことは全部通用させたいというような人が結構います。そういう人は何を言うかという、法律の上書き権を条例に渡せと言います。難しいですが、法律でAというふうな秩序が決まっても、ある条例の地域だけにBという秩序を作りますと決めて決めたなら、それは法律が変容する形になって、和歌山県だけはBという秩序になりますよと、これを上書き権と言います。

地方分権だから上書き権を全部全面的に渡せと言っている人がいる。私はこの人たちは好ましくないと思っています。というのは、やっぱり日本国の統一を図るためです。

例えば環境規制ですが、環境規制をやると言う、ものすごく人気ができるんです。

皆さん、経済界の人が多いかもしれないけど、そんなことやったら困るというふうに思うけど、困る困らないだけじゃなくて、皆さんは、和歌山県で活動しているときはAという秩序になり、大阪行ったらBという秩序になると言ったら、ビジネスのやり方がすごく難しくなって、コストがすごく高くなって、日本でビジネスなんかできるかという話に絶対になります。だから、日本は統一した1億2,000万人の市場を経済ルールで作っていて、それが一つだったから、その一つの市場の中で、みんなが頑張れたっていうところもあるんです。EUが今、4億人か5億人ぐらいの市場になっている。ECからEUになった時は3億2000万人で、今はそのぐらいになった。それは何でそうしたかという、日本に負けたからだと思えます。EUの各国は、例えばドイツはちょっと大きいですが、イギリス、フランス、イタリア、5,000万人。日本は1億2,000万人。ドイツですら8,000万人なんです。だからその1億2,000万人と、一つのルールを持っているのがイタリアだけだとすると、イタリアの産業と日本の産業が喧嘩したら、1億2,000万人に製品を配れる国と、5000万人にしか配れない国だとどっちが勝つかという理屈であり、日本が勝つに決まっているわけです。他が一緒だったら。そうすると、何であんなところに負けるんだと、市場統合したほうが良いということになる。だからEUは統一仕様で基準認証を統一し、関税を統一し、一つの市場を作って、この3億6,000万人対1億2,000万人とで競争しようぜというのが、EC或いはEUの哲学なんです。そういうことも、世界情勢もわからないで、自分の支配欲を満たすために、上書き権を認めろ、地方分権だと言ってる人は、私はちょっと好ましくないというふうに思えます。幸い、そのようには動かないから、いいかもしれません。たくさん例がありますが、後で読んでおいてください。今私が申し上げたようなことが、実例としてたくさん入っています。

D 公務員

公務員の話があります。公務員は、ものすごく大事な仕事だと思います。クビにならない。それから、ちゃんと給料をもらえる、倒産しない、いいなあと言って、不況のときは怨嗟の聲が私のところへ投書などでいっぱい来ます。

だけど、それは、ある一定の人たちに対して、そういうことを認めてあげないと、社会の秩序が保てないというところがあるからです。公務員は皆さんが雇っている共通の使用人なんです。

なぜクビにならないかという、必ずしも身分を保障しているわけではなくて、私が無茶苦茶なことを言ったら、それは知事、無茶苦茶ですよと諫めたときに、私がそんなやつはクビにしてやると言って飛ばされてしまったら言うべきことも言えなくなります。その時だって、人事異動はするかもしれないけど、身分保障は絶対です。だから、例えば私が〇〇君に気分の悪いことばかり言うからクビだと言っても、〇〇君はクビになりません。これが公務員がクビにならない理由です。従って、じゃあそれならば、さっき言ったみたいに、公務員は、忖度はしないで、それで、社会正義のために、言いたいことは言い提案をするということは大事なので、それをしない人を皆さんはヘッポコ役人と呼んでください。

次に、和歌山県の採用制度について書いてあります。これは人物本位でいきます。人物本位ってどこでわかるかという、私はやっぱり面接を丁寧にやるしかないというふうに思います。でも、昔々その昔、私なんか、まだ学生だったころ、和歌山県の制度はどんな制度であったかという、人事院というところの、国家公務員の一次試験がありますが、それに似たようなものを買ってきて、それでテストをしていました。そのテストの点で、大体上から順番に採用していました。だけど、それはテストの点だけじゃないかということで、何か思うところがあったわけです。それよりも、実際にあの人は公務員として尊敬できるか、それは目端が効いているかとか、企画力があるかとか、フットワークがいいとか、人に好かれるとか、正直だとか、そういうことをすべて総合的に判断して、我々が信用するかどうかです。それが、皆さんが共通に雇いたい使用人のクライテリアじゃないかと。それならば、長く県庁で尊敬されているような人とか、それから人事委員会の人たちが、ちゃんと面接をして、それで点をつけて、一番高い人から選んでいくというのがいいんじゃないかということで、私は随分面接重視の形に切り換えました。それから年齢制限を見直しました。

それでも公務員試験を受けられないような人がいる。例えば留学から帰ってきたばかりの人は、和歌山県の公務員試験なんて知らない。それまで、外国語をしゃべっていたんだから、それが和歌山県に入ろうと思ったら公務員試験で、ある程度の点は取らないといけないう言ったら、受けられない。だから、それでも受けられるようにしようと思った。従って、特別枠というのがあって、公務員試験を受けたがあまりできなかったのと言ったら、その代わりあなたが人生で何を得たのかということ、文章に書いて提出してもらい、その文章が泣かせるなどと思ったら、一次試験の点をうんと小さくして、その文章点を大きくして、それで及第点であれば通してあげます。ただし、次の面接は必ず受けてもらいます。

それから和歌山県倫理規則というのが、その次のページにあります。さっき言ったみたいに、ルールを守ってやってくださいということです。

E 議会

(1) 国会の機能

次に、議会というのがあって、さっき言ったような形になっている。議会の人を尊重しなかったり、議員さんは何もしてないという人がいたら、私は不遜ではないかと思っています。

(2) 国会答弁

それから、国会答弁っていうのがあります。

これがちょっと言いたいことでありまして、無誤謬性、誤りは1回もないというのが、国会答弁で求められることです。国会というのは、政党間の争いがきつい。特に野党の人たちなんかは、もうとにかく政府を攻撃することだけを一生懸命考えて、それで点が上がると思っている。確かに点が上がる場所もあります。

前にAということを行ったにもかかわらず、今度はBと言ってないかと、矛盾していると、国会軽視だと、国会を止めるぞと言って、もう審議できないということになったら国会が止まります。だから、国会では決して、矛盾したことを言ってはいけない。その結果どういうことになるかということ、大臣も役人も、決して間違ったことを言わないがために、何も言わなくなります。だから、最大限に検討、最善の道を検討し、最善を尽くして頑張りますとか言います。何を言っているのかわからない国会答弁をするような人は好ましくないと霞が関の役人たちは、心の中では思っています。だけど、やっぱり国会で無茶苦茶やられたら、組織にも迷惑をかけるから、原稿を読み上げるということにどうしてもなってしまう。

ところが、県庁はどうか、県はどうかというと、県議会は立派ですけど、こんな過去の議事録を見て、あの時とこの時で矛盾しているじゃないかなんていう人は1人もいません。立派な県議会ですから、それはちょっと間違えましたと。あの時はこう思ってこう言いましたが、今は状況が変わったので申し訳ないが取り消させていただきます。それで、それについて謝りますと言えば許してくれます。そういう立派な県議会の前に、国会答弁のようなことを言っている人はいけません。

だから県議会に対しても、堂々とチャレンジをしてAだと思いますと言い、間違ったと思ったら、ごめんなさいBだったんです、許してくださいと言えばいいんです。だから、和歌山県の県庁の職員が国会答弁のようなことを言っているときは、この役人はヘッポコ役人ではないかというふうに思ったらいい。役人もヘッポコ役人と思われぬように頑張ろうということです。

(3) 政党

次に、民主党政権時代にどんなことがあったか。それから、逆に自由民主党ではどんなこと

をやっているか。一言で言うと、結構勉強しておられるわけです。族議員とか何とか言いますが、毎日朝8時に来て、自分の専門と思われるところを勉強しています。だから国会議員の知識は結構ある。民主党政権になったときは、野党でいろいろと批判をしていた人たちなので、すごくレベルが高かったんです。批判する内容はいっぱいあった。だけど、なぜか族議員はいかんということで、こういう部会活動とか、勉強会とかを一切やめさせました。小沢さんは、どぶ板をやれと言った。その結果、次のインプットがなくなってしまった。だから半年ぐらいで、立派な政策を持っていた人も知識が枯渇しちゃった。或いは立派な政策だと思っていただけ、さっきの作用・反作用があって、マイナスもあるじゃないか、そのマイナスはどうやって克服していったらいいんだという知恵が全然なかった。だから、ガタガタになっていったという話なので、とにかくいろんな批判は、あるかもしれないけど、勉強して、それで専門分野を磨くというのは決して悪いことじゃないというふうに私は思います。地方議会はなかなか大変です。議員さんにとっては大変。なぜならば、そういう部会みたいなものもないので、役人に教えてもらうしかない。代わりに、選挙人の声っていうのはあるから、そういう人たちの声を吸収して、行政にぶつけて、それでそれに対して反論も聞いたりにして、勉強していくというのが、議員さんの姿だと思います。

F 司法

司法の話は言いたいことがたくさんありますが、省略をいたします。

G 我々が心しなければならぬこと

それから、我々、つまり、官が、心しなければならぬことについて、簡単に言います。

1、常識、良識、正義、条理の重要性。法律で決まっております。形式はこうです、前例はこうです。それでは説明にならない。そんなの常識じゃない。それはおかしいじゃないかって。それから、それが正義か。それから、条理って法律用語ですけど、そういうものがあります。人が守らなきゃいけない道というものがあるじゃないかというようなものに奉仕をするのが、官の仕事、行政の仕事、政治の仕事だと私は思います。

2、それから忖度は絶対やめましょう。馬鹿馬鹿しい。それから忖度を受ける方、例えば県でいうと、知事が忖度は許さないと行って、忖度をやっていると思ったら、逆の方へひねるということぐらいやってないと、どうしてもみんな忖度してくる。なので、私はひねっています。逆にこれはどうなのか、何でやるのかと言って、ひねって説明をするまで、納得できる答えができるまではさせないというようなことを平気でしているので、あんまり忖度しなくてもいいかなとみんな思っているかもしれません。それでも忖度したくなる。忖度はやめましょう。

3、それから何のための行政かというのは、原点に戻って、県民を幸せにするための行政ですから、自分の身をかかわく思って何度でも再選されたい。それ原点と違うでしょと思返さないといけないし、選挙民もそう思わないといけない。

4、それから行政知識の必要性。情熱とか正義感も大事ですけど、実は行政知識がなければ、法律でできませんと言われたときに、ああそうですかと言ってしまふ。自分たちで制度を変えればいいじゃないかと、そんなもの解釈の問題にすぎないじゃないかと。資料の中に、実例がいっぱい出てきます。私はその辺のことが一応分かりますから、簡単には、役人にはだまされない。だからよかったところもあるかもしれません。

5、なぜ、どうして、本当かなということは、とても大事なことで、これをいつも心の中に置いていないと、これは皆さんのような会社をやっている人とか民間にいる人とか、サラリーマンやっている人もみんなそうです。本当かな、何故だろうというようなことを、いつも思いながらやったらいいと思います。

6、チャレンジすべきはどこまでか。

7、一般均衡解を踏まえた決断力とスピードが大事で、作用があり反作用があり、全部見たときに、損得を総合的に判断する。ということが大事なので、そういうスピードを持ってやりましょう。

8、それから、責任の取り方、取らせ方っていうのがありますが、最終的に県庁で起こったことはすべて私の責任です。やったのはあの人ですと言って逃げたらいけない。当たり前じゃないかと思うかもしれないけど、結構世の中であることです。

例えば、私がちょうど、知事になったときに、この人は何を言っているんだろうかと思った話がある。それは、某自治体でいじめが起こって、当時の市長さんが就任早々だったのですが、テレビによく出てくるわけです。その人が何を言うかという、教育問題は、教育委員会の所掌でありますので、私にはどうしようもありません。すなわち私には責任がありません。何を言っているのかと、教育委員会の任命をした人は誰だと。教育委員の任命は市長さんです。だから、市長さんがもし駄目だと思ったら、手続きをとって、その人を変えればいいわけです。間接統治に過ぎないわけで、教育委員会も市長さんの十分な行政ジャンルです。和歌山県では、もちろんそれはわかっているので、教育問題もものすごく関与して、いろんなことをやってきました。

ただ、そういう形式論が若干残っているので、最近はまだちょっと制度が変わって、我々のような行政庁のトップが教育行政に関与できる権限も大きくなりました。だけどそれがなかったとしても、教育委員の任命っていうのは、その人そのものを、私が任命しているのだから、こうやってよねというふうに言えば済む話なので、それはおかしいじゃないですかと言えば済む話です。それをやらないっていうのは、責任逃れに過ぎない。県外の自治体の話なので、和歌山県民の私としては、別に文句を言いに行く必要はないなということでありました。責任はすべて、私にあります。ただ、いちいち辞めるのかということ、そんなことではなくて、きっちりとしたことをして、説明をする、謝るということをやり続けてきた16年かなというふうに思います。